平成２１年９月１５日
東 北 地 方 整 備 局

まちづくり計画策定担い手支援事業の第３次募集を開始

～地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援～
～重点密集市街地では１００%補助～

国土交通省では、「まちづくり計画策定担い手支援事業」（平成 19 年度制度創設）について、平成２１年度の第３次募集を開始します。

本事業は、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、**地権者やまちづくりNPO法人**など、地域におけるまちづくりの担い手が、**自ら主体となって**地区計画等の都市計画の提案素案を作成するために必要な経費を補助するものです。

※地域の方々が、自ら主体となって都市計画へ参加できるように、計画等の提案素案の作成や調査等を専門家に依頼するために必要な経費を補助します。

○募集期間：９月１６日（水）から開始！

（募集は、応募状況により終了いたします。）

※今年度は第２次募集までに、全国で１８件の応募申請（東北は無し）がありました。

詳しくは国土交通省HPをご覧下さい
（http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/ninaite/index.html）
国土交通本省で同時発表しています。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜ 問い合わせ先 ＞
国土交通省　東北地方整備局　建政部
電話　０２２（２２５）２１７１

都市・住宅整備課　課　　長　酒井　　了　（内線6161）
課長補佐　宮川　浩幸（内線6162）

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成２１年度第３次募集（９月１６日以降随時）

～　地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援　～

～　重点密集市街地では１００％補助　～

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめて建築物の自律的な建替え等が促進されることにより、密集市街地等の整備改善が進むことが期待されます。

【事業主体】：地権者組織　等
【募集期間】：平成２１年９月１６日以降随時
【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域
①都市計画区域内で0.5ha以上の地区）
②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
・密集市街地（25,000ha）
・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
・都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項地区
・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
・上記予定区域
【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査



■調査結果のとりまとめ

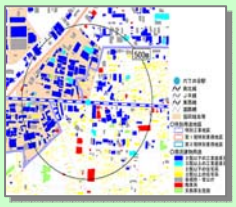

②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理　■市街地の防災性評価

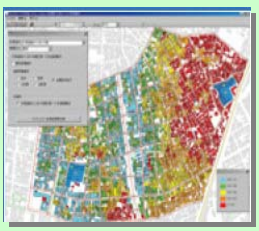



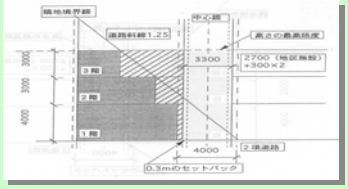

■模型等を使った 計画内容のスタディ
■地区計画による規制緩和後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成

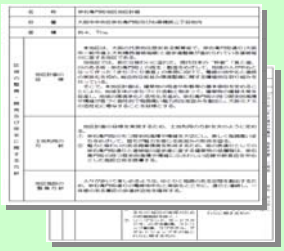



【補助率】：１００％補助（重点密集市街地）
５０％補助（重点密集市街地以外の地域）
【補助対象限度額】：5,000千円／ha（事業費ベース）
（ただし、重点密集市街地については、１地区当たり20,000千円を限度）
【問い合わせ先】：国土交通省　東北地方整備局　建政部　都市・住宅整備課
TEL：０２２-２２５-２１７１（内線６１６１，６１６２）